

保護者各位

事 連 務 絡
令和5年4月18日
東京都立両国高等学校附属中学校長 金田 裕治

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒援助についてのお知らせ

東京都立中学校等に在籍する児童生徒の保護者等が、就学のために負担する経費（学校給食費・医療費）の一部を援助する制度がありますので、お知らせいたします。

記

1 援助の対象となる方

東京都立中学校、東京都立中等教育学校の前期課程又は東京都立小学校に在籍する児童生徒の保護者が、次の場合にあたること。

(1) 現に生活保護を受給している方

ただし、学校給食費については、生活保護法による教育扶助を受けている場合または、区市町村から就学援助費を受けている場合を除きます。

(2) 生活保護受給世帯と同程度又は準ずる程度に困窮していると認められる方

2 援助する経費

(1) 学校給食費 実費額

(2) 医療費

感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に負担する医療費（手続きの詳細は、学校が治療を指示する場合に、別途ご説明します。）

(3) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 実費額（生徒一人当たり460円）

3 援助の申請方法

援助を希望する方は、経営企画室で所定の申請書を受領し、必要書類（上記(1)(2)用と(3)用）を添付してご提出ください。書類審査後、援助の可否を決定し、お知らせいたします。

令和4年度に上記の援助対象となった方も、令和5年度の申請手続きが必要です。

障害のある生徒に対する就学援助事業については、下記までお問い合わせください。

4 その他

学校給食費、医療費以外の学用品等の経費の援助については、お住まいの区市の教育委員会でそれぞれ取扱いを定めています。この援助を申し込まれる方で、学用品等の援助を希望される方は、区市の教育委員会へお問合せをお願いします。

※申請に必要な書類の配布、提出受付は経営企画室窓口です。

※提出締切日 **4月28日(金)** なるべく速やかなご提出にご協力ください。

問い合わせ先：経営企画室 深井
TEL 03-3631-1878